

接続料の算定に関する研究会 事業者ヒアリング資料

2019年5月14日
株式会社オプテージ

【ヒアリング項目】

1. 将来原価方式による算定の対象はデータ伝送交換機能のみとすることでよいか

- 現時点では、相当の需要が見込まれるのは「データ伝送交換機能」と想定しますので、算定対象を当該機能のみとすることは妥当と考えます。

【ヒアリング項目】

2. 将来原価方式による算定は必須とすることでよいか

- データ伝送交換機能の接続料は、MVNOの原価の大半を占めるものであり、利用者のトラフィック増に伴い急増しております。このため、「データ伝送交換機能の接続料」の予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できるため、必須とすべきと考えます。
- MNOとMVNOは競争関係にあり、仮に将来原価方式を採用するかどうかについて指定事業者の判断に委ねた場合、MVNOが求める「データ伝送交換機能」において将来原価方式が導入されるとは限らないため、必須とすべきと考えます。

【ヒアリング項目】

3. 具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か

□ 以下の理由により、**予測方法は可能な限り予め定めることが望ましい**、と考えます

- 本研究会の論点の1つである「審議会の委員からの指摘事項を踏まえ、算定方法の検証・見直しを毎年度行うかどうか」について、このような「**算定方法の検証・見直し**」が**迅速かつ実効性をもって実施されるためには、算定内容が事業者間で比較検証できることや、より良い算定方法が見つかった時に広くその考えが適用できることが有効**と考えられるため
- モバイル接続料算定に係る研究会報告書（2013年6月）に以下のような考えが示されているため
 <報告書 P10抜粋>
 （略）携帯電話事業者によって用いる**算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある**。したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、**算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要**である。

□ **具体的な算定方法は、NTT東西が使用している方法（例：契約者の伸びをベースに予測）を参考に検討する等、これまで様々な議論を経て蓄積してきた第一種指定制度の知見を有効活用することが有効**と考えます。

【ヒアリング項目】

4. 「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」、「需要」のほか、予測値の算定対象とすることが適当と考えられる項目はないか

□ 一種指定制度では上記が予測値の対象となっていると認識しており、現時点では**意見はございません**。

【ヒアリング項目】

5. 予測値の算定は、原則として、事業計画を用いて行うこととし、その補完として過去の実績値からの推計を用いることとする
ことについて、どう考えるか

- MNOは常に最新の情報と将来の見通しを持って事業を展開していると思われ、それらの情報が含まれているであろう事業計画を予測値の算定に用いることは、MNOとMVNOで同等の予見性を確保する点で有効と考えます。
- 過去の実績値は将来を推測する重要な要素の1つであり、過去実績を用いた推計で補完することは有効と考えます。なお、接続料はMVNOの事業構造上非常に大きなウェイトを占めるものであり、過去実績からの推計から補完する際には、予測値（原価・需要等）が客観的にみて妥当あるいは合理的なものであるかどうか確認することが必要と考えます。

【ヒアリング項目】

6. 「設備管理運営費」については、「移動電気通信役務収支表」の費用区分、「正味固定資産額」については「役務別固定資産帰属明細表」の資産区分ごとに予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行わなければならないこととすることについて、どう考えるか
7. 上記費用区分、資産区分について、予測値の精緻な算定を行うため、可能な範囲で、それらをさらに細分して算定を行わなければならないこととすることについて、どう考えるか

- **一種指定制度と同様に、接続会計規則に記載されている「移動電気通信役務収支表」の費用区分、「役務別固定資産帰属明細表」の資産区分で予測値を算定することは妥当**であると考えます。
- **可能な範囲で細分化することは、より精緻な予測に資する**と考えます。他方、MNOにおいては区分を細分化するインセンティブが働かないと想定されるため、**どのような粒度まで細分化するかは二種接続料規則等に具体的に記載されることが必要**と考えます。

【ヒアリング項目】

8. 予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような措置について、どう考えるか

- **以下のような予測と実績の差額が大きくなるよう措置することが重要**と考えます。
 - **MNOが客観的にみて妥当あるいは合理的な予測値を算定する**
 - **総務省殿において、予測と実績に乖離がある理由が合理的かどうか確認する**

【ヒアリング項目】

9. 予測値の算定方法について、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを毎年度繰り返し行っていくことについて、どう考えるか

- 一種指定制度では、これまで「審議会での検証」や「算定根拠の公表による意見募集」等が何年もかけ繰り返し行われ、接続料の精緻化が進んできたと認識しております。他方、二種指定制度ではこれから審議会等による算定方法の検証が開始されるところです。
- このため、二種指定制度においてはモバイル研究会中間報告書に記載の通り、「接続料の“算定根拠”等について審議会への報告を行うとともに、可能な範囲で公表されること」が必要であり、このような仕組みの中、接続料の“算定方法”についても「検証・見直しが毎年繰り返し行われること」が必要と考えます。

【ヒアリング項目】

10. 3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについて、どう考えるか

- 以下の理由により、3年～5年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うことが必要と考えます。
- MVNOにおける事業予見性を向上させ、積極的な事業展開を促すには、一般的に中期計画の期間として考えられる程度（3年～5年）の見通しが必要
 - 加入光ファイバの算定期間が「5年以内」となっていることを踏まえ、3年～5年後までの接続料が算定されることが望ましい
 - MNOは周波数割当時に開設計画を提出している等、少なくとも3～5年程度先までの設備投資額、費用、需要等は常に予測しているのではないかと推測され、MNOとMVNOで同等の予見性を確保するためにも、MNOが予測している期間と同程度の期間の接続料が算定されることが必要
 - MNOは最新の情報、将来の見通しを踏まえ将来の設備投資額、費用、需要を常に予測していると考えられるため、MNOとMVNOで同等の予見性を確保するためにも、「年度を経るごとに毎年度算定し直す」ことが必要

【ヒアリング項目】

11. 接続料算定の早期化について、具体的にいつごろまでの算定が必要か

- 接続料の確定時期について、現状は当該算定期間の翌年度末ですが、それを半年程度早くし、**事業計画を策定する10月～12月頃に通知いただければ、MVNO側の計画もたてやすくなる**と考えます。その結果、予見性が一定程度向上し、将来の見通しを踏まえたサービス開発計画の策定や、別事業への資金有効活用といった経営上のメリットが得られ、利用者利便の向上も期待できると考えます。

□

【ヒアリング項目】

12. 予測と実績の乖離による差額について、何らかの調整を行うべきか否か

- 現行将来原価方式を導入している**第一種指定電気通信設備接続料規則（12条の2第1項）**においては、**将来原価方式における乖離額は0と規定**されています。この点、現状の加入光ファイバ接続料では、「**NTT東西のコントロールできないリスク、すなわち他事業者のリスクを相当程度見込んだ合理的な予測を行う場合には、乖離額調整制度を認める余地もありえる**」との考えが審議会で示され、**特例的に乖離額調整が認められたものと認識**しております。
- **モバイルデータ接続料でも乖離額調整等が認められるかどうか**については、**同様の議論が必要**と考えます。

【ヒアリング項目】

13. 何らかの調整を行うこととした場合、「精算」と「乖離額調整」のどちらの方法が適当か
（具体的に、両者の得失を示しつつ回答）

14. 「精算」か「乖離額調整」のいずれかを導入する場合、導入に当たり、何か留意すべき点はないか

- 前提として「**支払額と実績費用との差額（＝乖離額）**」について、**客観的にみて、それが妥当もしくは合理的なものであることが必要**と考えます。その上で、**既に第一種指定電気通信設備制度における制度実績があり、実効性に期待が持てるため、乖離額調整方式が望ましい**と考えます。
- **精算方式は予測と実績の差額が大きい場合は予見性が高まらない可能性があり、他方、乖離額調整方式はMVNO間の負担の公平性で問題がある**と考えます。（その他の得失は、第20回 接続料の算定に関する研究会 2019年4月24日開催 資料20-2 P28 と同じ考えです）この点、**将来原価方式導入の目的の1つが「予見性の確保」**であることから、**両者の得失を勘案しても、予見性に問題が発生しない乖離額調整方式が望ましい**と考えます。

【ヒアリング項目】

15. 接続料の算定の精緻化の手段としてどのようなものが考えられるか

- **接続料の算定根拠について可能な限り公表**いただければ、**第三者の目線で検証することが可能**になり、算定の精緻化に資すると考えます。

- 2019年4月24日開催の**第20回 接続料の算定に関する研究会 資料20-2 P29**で示された**検討課題例は、精緻化の観点として重要**であると考えます。またこれに加えて、**例えば以下の観点で検討することが望ましい**と考えます。
 - **費用配賦の実態検証において、音声役務/データ伝送役務の費用配賦だけでなく、3G・LTE、セルラーLPWA、BWA、5Gといった間の費用配賦の実態を検証する**
 - **これまで一種指定制度で議論された内容が二種指定制度でも適切に反映されているかどうか確認する**
(例：報酬額の算定方法の見直し（繰延税金資産が自己資本から圧縮されているか))
 - **他事業分野の原価の査定方法を参考**にする